

# 第1章 緑の基本計画とは

## 1-1 緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として定めることができるとされています。

- ・「緑の基本計画」は、平成6年の都市緑地保全法（現在の都市緑地法）の改正により創設された計画制度であり、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進に至るまで、都市の緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めた総合的な計画です。
- ・「緑の基本計画」はその内容として

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

を定めなければならない、必要に応じて以下の事項を定めることとされています。

- (3) 都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
- (4) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (5) 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- (6) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (7) 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

- ・また、緑の基本計画の内容は、公表の手続きを経ることを通じ、市民に明らかにする必要があります。

## 1-2 緑の基本計画の特徴

### (1) 緑の基本計画の特徴

#### ① 法律に根拠をおく計画制度であること

「緑の基本計画」は、これまでの「緑のマスタープラン」(昭和 52 年建設省都市局長通達)と「都市緑化推進計画」(昭和 60 年建設事務次官通達)を統合し、拡充したものであり、法律(都市緑地法)に根拠をおく計画制度です。

#### ② 緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画であること

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や特別緑地保全地区の決定などの都市計画による事業・制度のみならず、道路の緑化、河川等の水辺、港湾や学校などの公共公益施設の緑化に加え、私有地の緑化、さらには緑化意識の啓発など、ソフト面の事項も含めた、当該市町村の都市計画区域内の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

#### ③ 市民に最も身近な自治体が、その固有事務として策定する計画であること

「緑の基本計画」の策定主体は市民に最も身近な自治体であり、しかもその策定は、市町村の固有事務とされています。このため、各市町村の創意工夫による独自性を発揮した計画づくりが期待されています。

#### ④ 計画の策定に際して住民意見の反映が義務づけられていること

行政が意思決定を行う際の市民参加や透明性の確保に対する要請が高まる一方で、市民の生活環境の向上に対する意識が高まっています。また、緑の基本計画に基づき実施される各種制度は、市民との協力に基づくものが数多くあります。このため、「緑の基本計画」の策定時には市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

#### ⑤ 計画内容の公表が法律上義務づけられていること

都市の緑の保全・創出には、各公共公益施設の管理者にとどまらず、市民、事業者などの積極的な協力・連携などが必要です。このため、「緑の基本計画」を定めた時は、遅滞なくこれを公表することを義務づけられています。

## (2) 緑の基本計画策定の必要性と意義

### ① わがまちの緑に関する市民の関心の高まりに応える必要があります

近年の市民の身近な生活空間における自然環境、居住環境、安全性に関するニーズの高まりに対して、都市公園などの整備、管理・運営や緑地の保全などに関する方針を示すことが行政の大きな使命のひとつになっています。

### ② 都市の緑を確保していくためには、広範・多岐にわたる実施主体間の総合調整、連携等が必要となっています

都市における緑の保全・創出は、行政だけで取り組む課題ではなく、市民や事業者などとの幅広い協力、連携体制が必要です。  
また、計画の策定段階から、市民や事業者、専門家等の関係者の参加が不可欠です。

### ③ 都市の緑に関する各種事業が、緑のまちづくりを進める上でどのような位置づけにあるのかを明確にする必要性が高まっています

緑のまちづくりを進めるには、各種事業の必要性や整備効果を明確に説明する必要があります。  
行政だけでなく、市民や事業者との協力、連携体制を培っていく上でも、事業の位置づけ、役割を明確にする必要があります。

### ④ これらを統合化し、緑のあり方と実現方策を示すことが、市民に最も身近な自治体の役割として求められています

市民の緑に関するニーズに応え、緑のまちづくりを進めていくのは、地域の実情を十分に熟知し、市民に最も身近な自治体において他にはないと言えます。

以上のことから

緑の基本計画の策定に対する行政への期待が大きく、  
積極的な取組みが不可欠となっています

(3) 緑の基本計画と既存制度の関係

『緑の基本計画』は、「市町村の建設に関する基本構想」に即し、「市町村の都市計画に関する基本方針」に適合することが必要であり、この結果、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合が図られることとなります。

- ・「緑の基本計画」は、市町村の建設に関する基本構想に即すること（法第4条第3項）とされており、地方自治法第2条第5項に定める市町村の基本構想（総合計画）及び、国土利用計画法第4条に基づく市町村計画に即した内容としなければなりません。
- ・また、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）に適合すること（法第4条第3項）とされ、その結果として、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）とも整合が保たれることとなります。
- ・さらに、環境基本法に基づく「環境基本計画」との調和が保たれることとされています。
- ・本市においては、合併前の旧武生市で平成15年3月に「武生市緑の基本計画」を策定しました。策定後4年しか経過しておらず、公園整備構想の具体化が進んでいますが、公園緑地の配置方針や緑化の目標等については、大きな変更の必要はないものと思われます。
- ・また、旧今立町が有していた都市公園等や森林などが新たな緑地として加わりましたが、基本的な課題、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方向性についても、大きく変更する必要はないものと判断されます。
- ・従って、越前市緑の基本計画は、「武生市緑の基本計画」における基本的な考え方や方向性を踏襲しつつ、越前市としての状況や今後の社会情勢の予測などを踏まえながら策定するものとします。

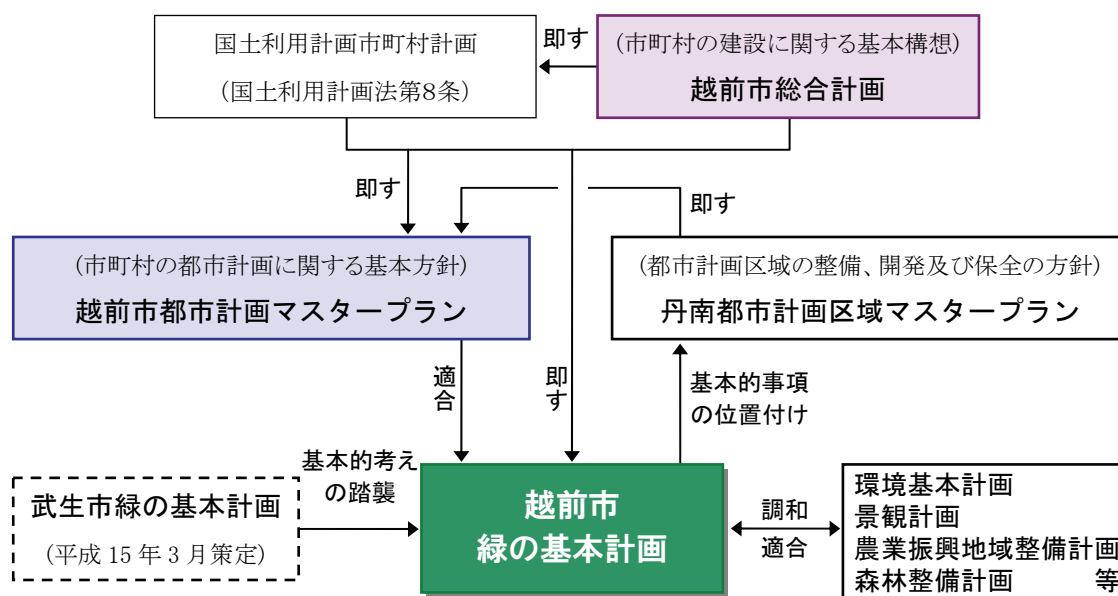


図 1-1 緑の基本計画の位置づけ

## 1-3 計画の対象とする範囲と計画の期間

### (1) 計画の対象とする範囲

『越前市緑の基本計画』は、市全域を対象として、緑地の保全に関する事項を定め、都市計画区域を対象として、都市公園の配置や都市緑化の推進等に関する事項を定めます。

- ・都市緑地法では、緑の基本計画は「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めること」とされています。
- ・しかし、本市においては、市域の東部及び西部の都市計画区域外に広がる森林が、市の緑の骨格を形成する上で重要な役割を果たしているとともに、特に西部では、里地里山を利用したグリーンツーリズム活動なども盛んになっています。
- ・このため、越前市緑の基本計画は、市域全域について緑地の保全等に関する措置を総合的に定めるものとし、このうち、都市公園等の施設緑地に関する事項について、都市計画区域を対象に定めるものとします。

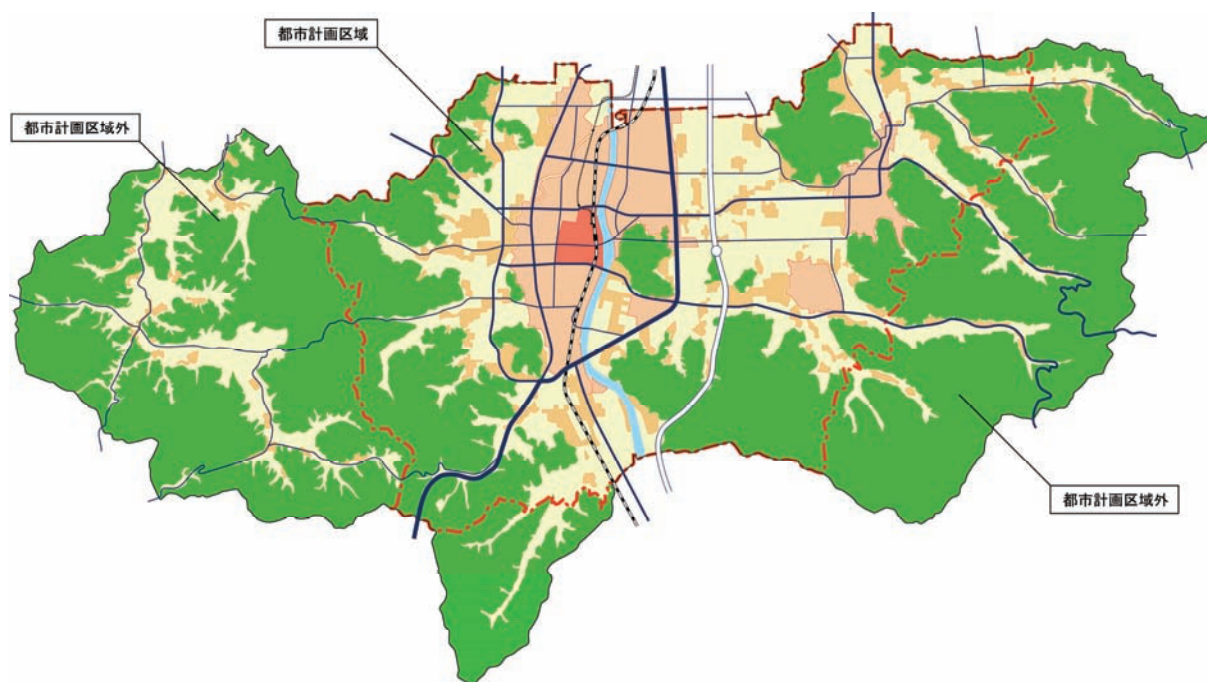


図 1-2 計画の対象地域

### (2) 計画の期間

- ・本計画は、平成 17 年度を基準年として、概ね 10 年後の平成 28 年度末を中間年次、概ね 20 年後の平成 38 年度末を目標年次とし、緑地の保全・創出及び都市緑化の推進等に関する施策について、長期的・総合的な視点に立って定めるものとします。

# 1-4 緑地の分類

## (1) 緑地の分類

・緑の基本計画が対象とする緑地は、「施設緑地」と「地域制緑地」に大別され、それぞれ以下のように分類されます。

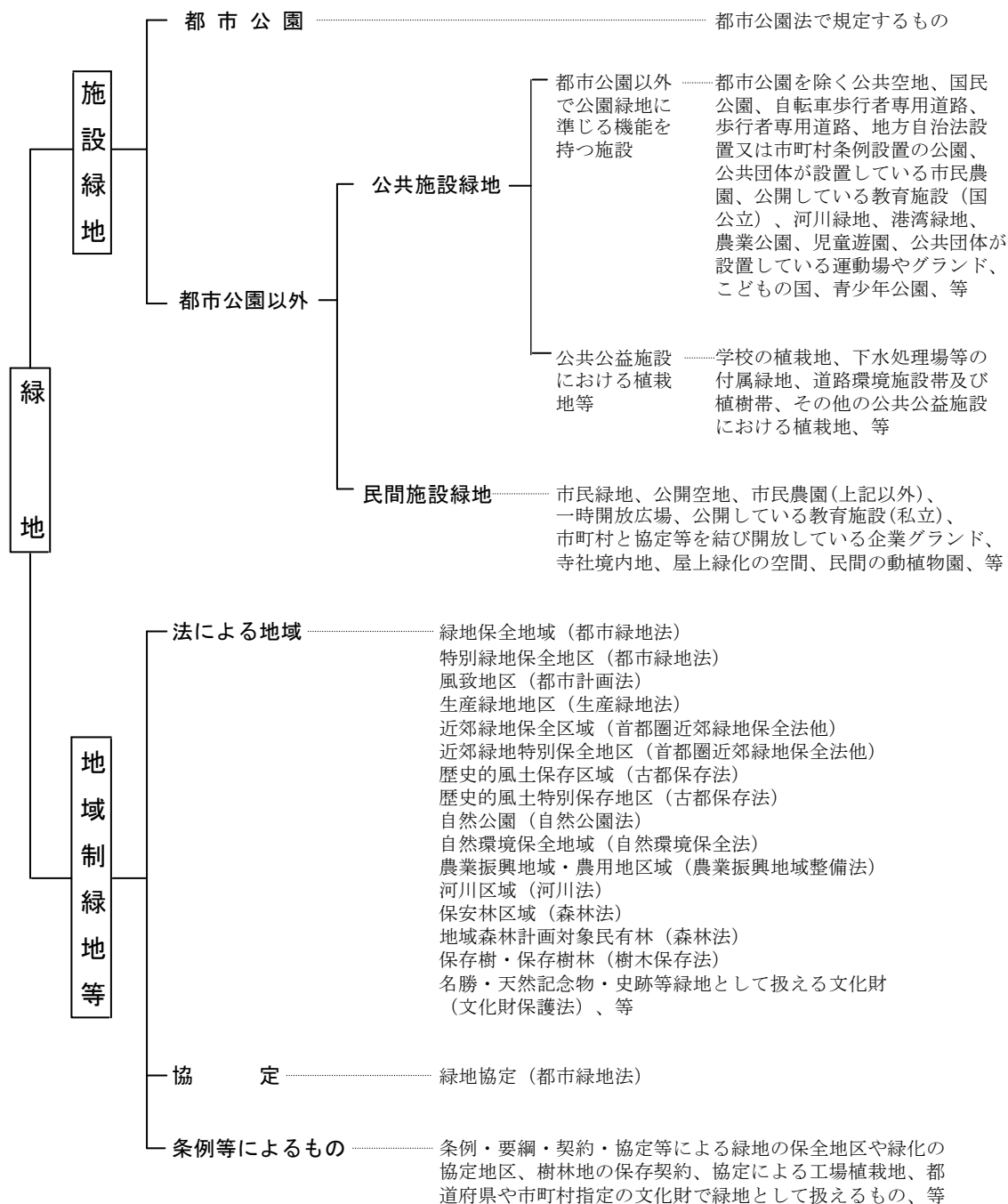


図 1-3 緑地の分類



## (2) 都市公園の分類と配置の基本的な考え方

表 1-1 都市公園の種類と内容

種 類		種 別	内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置（誘致距離概ね 250m）し、1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置（誘致距離概ね 500m）し、1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置（誘致距離概ね 1km）し、1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
都 市 林			主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広 場 公 園			主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
特 殊 公 園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
大 規 模 公 園	広 域 公 園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
国 営 公 園			主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園で、1箇所当たり面積 300ha 以上を標準として配置する。
緩 衝 緑 地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地域等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について、公害、災害の状況に応じ配置する。
都 市 緑 地			主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設ける緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）
緑 道			災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(注1) 近隣住区：幹線道路等で囲まれたおおむね 1 k㎡(面積 100ha)の居住単位（小学校区に相当）

(注2) 都市公園事業費補助の種別体系とは異なる

出典：都市公園法施行令、「公園緑地マニュアル[改訂版]」（社）日本緑地協会（平成7年10月）

表 1-2 基幹公園の標準的な規模と配置の考え方

公園種別	標準的な規模	配置の考え方
街区公園	0.25ha	街区内に居住する人が容易に利用することができるように配置する（誘致圏域：概ね半径250m）
近隣公園	2.0ha	街区内に居住する人が容易に利用することができるように配置する（誘致圏域：概ね半径500m）
地区公園	4.0ha	徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する（誘致圏域：概ね半径1km）
総合公園	10～50ha	容易に利用することができるように適宜配置する
運動公園	15～75ha	

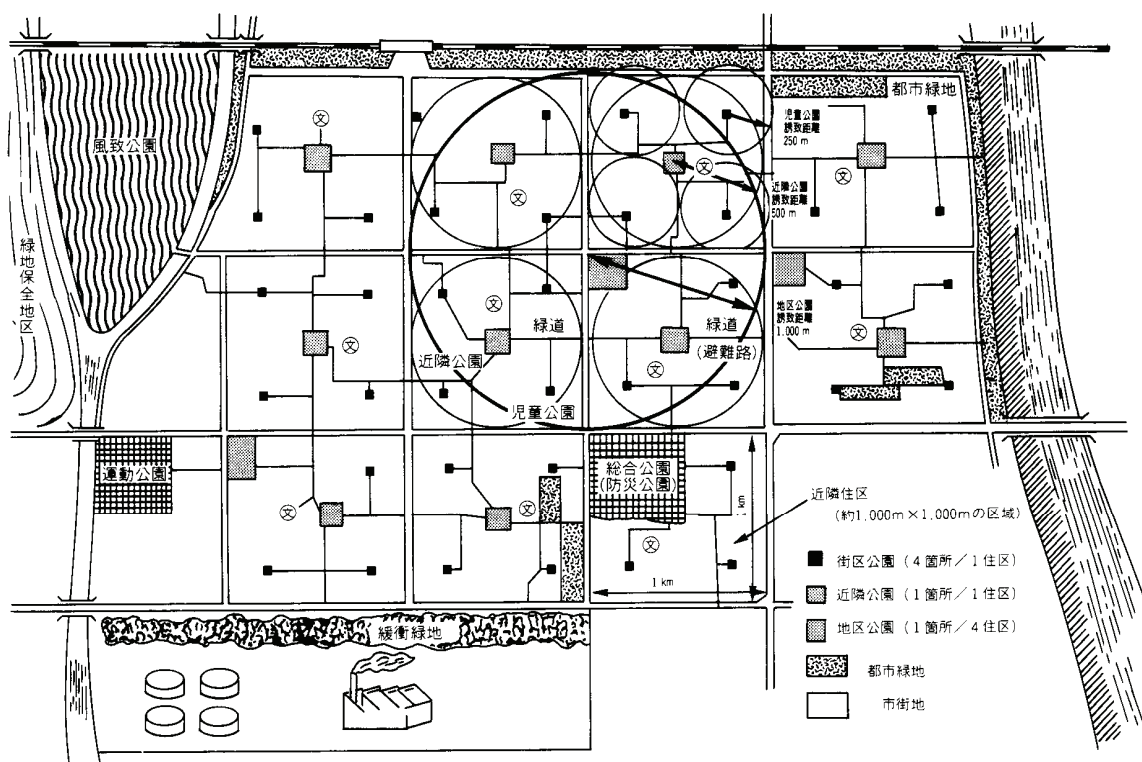


図 1-4 都市公園等の基本的な配置の考え方（配置パターン図）

出典：改正都市公園制度Q&A（建設省都市局公園緑地課、平成6年4月）

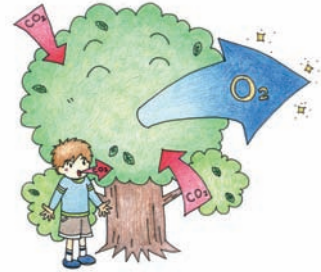


## 1-5 緑の様々な効果

- ・「緑」には、次に挙げるような様々な効果があり、私たちの生活を快適にしています。

### ① 住環境を快適に

- ・木陰は、夏の暑さを和らげます。
- ・緑の蒸散作用は、湿度を適度に保ち、みずみずしい空気を生み出します。
- ・樹木等の緑は、空気中の二酸化炭素を吸収し、地球の温暖化を抑制します。



### ② 災害の防止

- ・緑の空間は、火災の延焼を防ぎ、また、災害時の避難場所や復旧の拠点としての役割を果たします。
- ・森林は、雨水を一度に流さないで貯め置き、水害を防ぐ水がめの役割をします。



### ③ 心身のリフレッシュ

- ・森林や水辺の緑は、私たちのストレスを軽減し、精神的な充足感、休息感を与えてくれます。
- ・公園や広場などの緑は、スポーツや屋外レクリエーションの場、緑とのふれあいの場を提供します。



### ④ 動植物の生息・生育

- ・森林や河川などは、動植物の生息・生育の場として、生物の多様な生態系をまもります。



### ⑤ 越前市らしい景観

- ・日野山、鬼ヶ岳、ホノケ山、三里山などの本市を取り囲む山々の緑、日野川や鞍谷川などの水辺の緑は、越前市らしい緑豊かで美しい景観を形成します。
- ・里山や田園の景観は、郷土の原風景として心に残ります。
- ・本市の歴史とともに育まれてきたまちなかの神社や寺院の緑は、越前市らしいまちなみを創ります。

